

三田市強靱化計画【改訂版】

「自分を守り、人を守り、そして三田を守る」

～安全で安心な災害に強いまちを目指して～

令和8年4月

三 田 市

目 次

はじめに.....	1
第Ⅰ章 計画策定の趣旨、位置づけ.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画期間.....	1
第Ⅱ章 基本的な考え方.....	2
1 基本目標.....	2
2 強靱化を推進する上での基本的な方針.....	2
第Ⅲ章 本市の概要、対象とする災害.....	3
1 本市の概要(地理的条件、自然条件など).....	3
2 想定する大規模災害(対象とする災害).....	5
第Ⅳ章 リスクに対する脆弱性評価.....	7
1 評価の枠組み及び手順.....	7
2 想定するリスク.....	7
3 起きてはならない最悪の事態の設定.....	7
4 脆弱性評価の結果.....	8
第Ⅴ章 強靱化に向けた推進方針.....	9
1 起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野.....	9
2 推進方針.....	11
第Ⅵ章 計画の推進.....	28
【別紙1】脆弱性評価の結果	
【別紙2】強靱化を推進する主な事業	
【別紙3】重要業績指標	

はじめに

平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、令和6年の能登半島地震の発生に加えて局地的豪雨や大型台風による、水害や土砂災害の激甚化など、各地で大規模自然災害が発生しているとともに近い将来、南海トラフ地震が発生する可能性が高まっている。

国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を施行するとともに、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」が策定され、国土の防災力向上の取り組みが進められている。令和5年6月の基本法改正を受けて、令和7年6月には、「第1次国土強靱化実施中期計画」が閣議決定され、令和8年度から実施すべき国土強靱化施策の内容及び目標が示された。兵庫県においても、平成28年1月に兵庫県強靱化計画を策定するとともに平成30年12月に見直しを行うなど、国と地方が一丸となって大規模災害に備えた地域づくりが進められている。

三田市においては、有馬高槻断層帯、六甲・淡路島断層帯、山崎断層帯のほか市内伏在断層地震(未知の断層が引き起こす地震)などの発生に備え、防災体制・備蓄計画等の構築を進めている。このような状況のもと、令和2年には「三田市地域強靱化計画」を策定し、治水・ため池対策をはじめとした都市基盤の強化、防災ポータルサイトの開設など災害時情報の発信拡充、マンホールトイレの計画的な整備など避難所機能の強化、さらには官民連携による「災害時応援協定」の締結など、本市における災害対応の強化を図っている。なお、令和7年7月には、局地的な大雨となり三田市では1時間雨量が観測史上最大の93ミリを記録したことから、今後は局地的大雨(ゲリラ豪雨)による土砂災害や浸水害への対応も必要となっている。

第Ⅰ章 計画策定の趣旨、位置づけ

1 計画策定の趣旨

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」及び「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)」の方針と併せ、国が掲げる第1次国土強靱化実施中期計画の施策を踏まえつつ、南海トラフ地震をはじめとする激甚化・頻発化する大規模自然災害等に対応するための取り組みをまとめ、国からの財政支援を活用しつつ強靱化を進めるため「三田市地域強靱化計画(改訂版)」を策定する。引き続き、国・県と一体となった取り組みを進めるとともに、市民、地域、事業者、行政が一体となって、「自分を守り、人を守り、そして三田を守る」を基本理念とした「安全で安心な災害に強いまち三田」の実現を目指す。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、基本計画及び兵庫県強靱化計画(以下「県強靱化計画」という。)との調和を保った計画とする。

また、三田市総合計画との整合を図るとともに、国土強靱化の観点から、三田市地域防災計画や国土強靱化に資する各種分野別計画と整合を図りながら策定する。

3 計画期間

本計画の推進期間は、令和8年度(2026年度)から概ね5年間とする。ただし、社会情勢の変化や具体的な取り組みの進捗状況等を考慮し、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行う。

第Ⅱ章 基本的な考え方

1 基本目標

本市が強靱化を推進する上で以下の4点を基本目標として定める。

- ①人命の保護を最大限図ること
- ②市の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④迅速に復旧復興すること

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本目標を踏まえ、次の強靱化政策の基本的な方針に沿って取り組を進める。

(1) 市民の生命と財産を守る防災インフラの整備

- ・大規模自然災害に対する耐災害強化を図るため、防災インフラの整備・管理を強化する。
- ・障害者・高齢者・子ども等に配慮した効果的な情報発信などをハード・ソフト両面から推進し、市民の生命・財産・暮らしを守る。

(2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

- ・災害により損傷を受けた場合でも、早期に機能を発揮できるよう関連施設の相互連携の強化や冗長性の確保などライフライン全体の強靱化を図る。

(3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

- ・革新的に進化を遂げるデジタル等の最先端技術の積極活用を進める。
- ・発災直後の初動対応から復旧・復興段階に至るあらゆる災害対応局面で活用できるよう、平時から運用体制の強化を図り、フェーズフリーな活用環境を整備する。

(4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

- ・大規模自然災害が発生しても社会経済活動を維持・継続できるよう行政間の連携を強化するとともに、官民の連携による取組を推進する。

(5) 地域における防災力の一層の強化

- ・避難者一人一人の多様性を踏まえて安心して生活できる避難所環境や支援者が活動しやすい環境を整備することで、災害関連死の発生を防ぐ。
- ・長期間に及ぶ避難生活や復旧・復興を持続的に支援できるよう、地域の自立性の強化と官民連携による体制の充実を図り、地域防災力の強化を推進する。

第Ⅲ章 本市の概要、対象とする災害（※地域防災計画、第5次三田市総合計画から抜粋）

1 本市の概要（地理的条件、自然条件など）

（1）位置及び面積

本市は、兵庫県の南東部にあり、神戸市の市街地からは六甲山系を越えて北へ約 25km、大阪より北西に約 35km に位置し、北は丹波篠山市、東は宝塚市、猪名川町に、南は神戸市、西は加東市、三木市に接している。市域は、東西約 20km、南北約 18km、総面積 210.32 km²となっている。

（2）地勢

本市の周辺部には山地が多く、北部から東部にかけて標高 500～700m の諸峰が連立し、南東部には耕作地のある三田盆地が開けている。市の西部から南東部にかけて武庫川が貫流し、肥沃な農地を潤しており、豊かな自然に恵まれており、人口は、令和7年3月末現在105,949人となっている。

市街地は、南部の三田・三輪地区において形成されている中心市街地と、南西部において新たに形成された北摂三田ニュータウン（以下「ニュータウン」という）に大別され、その他の平坦地において農用地帯が形成されている。

（3）気象概要

本市の気候は、瀬戸内気候区に属しているが、盆地状の地形から内陸的な特性が強く、最低気温はかなり低くなるという特徴をもっている。

年間降水量は約1,200～1500 mmであり、降雨は6月～10月の梅雨期と台風期に集中し、冬乾夏湿となっている。

（4）地質

本市の地盤条件は、次の4種類に区分される。

【三田市の地盤区分基準】

地盤区分	地質区分	地形区分	区分根拠
第1種地盤	有馬層群	山地(丹波山地)	有馬層群は第三紀以前(具体的には白亜紀後期)に相当し、三田市の基盤岩となる岩盤を形成する。
第2種地盤	新戸層群、 大阪層群、 段丘堆積物	台地(上野台地、末台地、 赤松台地)、丘陵(新田丘陵、 武庫が丘丘陵)、段丘	神戸層群、大阪層群、段丘堆積物は更新世に相当し、半固結の地盤を形成する。
第3種地盤	沖積層、崖 錐、扇状地	低地(武庫川低地)	沖積層、崖錐、扇状地は完新世に相当し、未固結の地盤を形成する。
第4種地盤	盛土	人工改変地(ニュータウン、 つつじが丘、友が丘などの盛土部分)	三田市には沼地などの大規模埋立地はないが、一部の造成地(ニュータウン、つつじが丘、友が丘等)に谷や凹地を盛土した箇所がある。

山地や台地・丘陵等を構成している第1種地盤及び第2種地盤は、比較的硬質な地盤条件であるのに対し、低地や人工改変地(盛土部分)を構成している第3種及び第4種地盤は比較的軟弱な地盤条件である。

一般に第3種及び第4種地盤においては、比較的強い地震動が生じ、建築物や土木構造物に対する被害も大きいものと予想される。

また、これらの地盤区分においては未固結の地盤を形成することから地盤の液状化被害の可能性も比較的高い。

このように、本市の市街地の大部分は、武庫川低地上の比較的条件の悪い地盤上に形成されており、交通機関等の重要な都市機能も集中していることから、災害に対する都市の脆弱性が懸念されるところである。

(5) 市の特性

<人口>

本市は昭和33年に市制施行し、ニュータウンへの入居が始まる昭和56年までおおむね3万人程度の人口であったが、ニュータウン開発の進展により昭和62年から平成8年まで10年連続で人口増加率日本一を記録し、平成12年には11万人に達し、その後増加ペースは緩やかになり、平成25年以降は減少に転じている。また、1世帯あたり平均人員は長期的に低下傾向にある。

【人口構成】

ニュータウンへの入居の影響を受けて、50歳代から60歳代に厚みがあることが特徴となっており、今後急激な高齢化が進展するものと予想される。また、全国的に少子化が進んでいるが、本市においても年少人口が減少している。

【人口分布】

本市の人口は、市域の南西部に偏在しており、中でもニュータウンには全人口の半数以上が集中している状況である。また、15歳までの年少人口と、65歳以上の高齢人口の状況については、ニュータウンを中心に年少人口の割合が高く、農村部を中心に高齢人口の割合が高い状況にある。

【人口の動き】

令和2年度の従業・通学による市外との流出入状況をみると、流出人口 25,634 人に対する流入人口 21,072 人であり、流出超過となっている。また、昼夜間人口比率は95.8%と、近隣都市と比較しても、昼夜間人口比率は高くなっている。このことから、本市は住宅都市としての機能と従業地・通学地としての機能の二面性を有するまちといえる。

<地域コミュニティ>

本市には、令和7年4月時点で、174の自治区・自治会があり、統計上は市全体で約61%の世帯が加入している。しかし全体として加入率の低下が見られるほか、関心の低下、担い手の不足や負担の過重感など共通する課題があり、役割の再整理が求められている。

<産業構造>

本市の農業振興地域は、市域面積の20%を超え、阪神地域で農業がさかんな地域のひとつであり、質の高い多様な農産物が生産されている。また、製造業を中心とした大規模工業団地が

あり、生産活動のみならず働く場所としての魅力も高く、地域経済の重要な拠点のひとつとなっている。一方で、商業に関しては、大規模店舗の出店や後継者不足等により、既存の商店街などが衰退傾向にある。事業所数は商業(卸売・小売)がもっとも多く約25%、従業員数は、製造販売業が最も多く24%を占めている。

(6) 市民の防災に関する取り組み

災害時に共助の中心的な役割を担う自主防災組織の組織数は78団体(令和7年4月現在)あり、組織率は78.4%(世帯数割合)となっており、各自主防災組織において訓練等が実施されている。また、避難行動要支援者名簿の地域との共有については、174区・自治会と共有を行っており、共有率は100%となっている。今後も自主防災組織の結成支援や地域との名簿共有を推進するとともに、避難行動要支援者個別避難支援計画の策定を推進する必要がある。

2 想定する大規模災害(対象とする災害)

(1) 災害想定

① 地震

本市に被害を及ぼす地震(断層帯)について以下のものが考えられる。

海溝型地震	南海トラフ地震
内陸活断層型地震	有馬-高槻活断層帯
	六甲・淡路島断層帯
	山崎断層帯
	上町断層帯
	三峠・京都西山断層帯
	御所谷断層帯
	市内伏在断層(確認されていない未知の断層)

② 風水害・土砂災害

本市に被害を及ぼす風水害としては、停滞前線による豪雨、雷雲等の発生による落雷、局地的豪雨、台風の接近による突風による被害や浸水などが考えられる。

また、豪雨等の影響により、土砂災害警戒区域等においては、土砂災害(土石流・急傾斜地崩壊)の危険性も有している。

(2) 被害想定

想定した地震災害による被害を以下の通り想定している。

三田市に被害が想定される地震被害想定結果

1. 海溝型地震

想定地震	規模	最大震度	物的被害				人的被害							
			全壊棟数		半壊棟数		死者数	負傷者数		負傷者数	避難者数	帰宅困難者数		
			揺れ	揺れ	揺れ	液状化		揺れ	液状化				土砂災害	
南海トラフ巨大地震	M9.1	震度5強	1	58	43	14	1	0	11	11	0	0	13	13,284

・在宅人口が最大である「冬5時」、昼間人口がピークである「夏12時」、火災リスクが最大となる「冬18時」このうち三田市において被害が最大となる「夏12時」の数値を掲載している。

2. 内陸活断層地震

想定地震	規模	最大震度	物的被害					人的被害					
			揺れ		液状化	火災	建物被害(冬早朝5時)		火災(焼死者数・冬夕方18時)		建物被害による		
			全壊棟数	半壊棟数			全壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	重傷者数	負傷者数	風速6m/s未満
有馬-高槻断層帯地震	M7.7	震度6弱	155	1,452	30	9	9	0	176	8	1	2	2,330
六甲・淡路島断層帯地震 (六甲山地南縁-淡路島東岸)	M7.9	震度6弱	9	225	16	1	0	23	0	1	1	321	
山崎断層帯	M7.3	震度5強	2	2	0	1	1	1	1	1	1	0	
上阿断層帯	M7.5	震度5強	2	63	2	1	1	7	1	1	1	85	
三峠-京都西山断層帯 (京都西山断層帯)	M7.6	震度5強	0	2	0	1	0	0	0	1	1	4	
御所谷断層帯地震	M7.2	震度6強	70	889	22	3	4	104	4	1	1	1,356	
市内伏在断層帯地震	M6.9	震度6強	417	2,720	39	17	25	359	21	1	2	4,694	

三田市を縦横250mのメッシュに区域分して地盤、人口、建物などのデータを作成、それに阪神淡路大震災をはじめとする被害データから震度に対する被害率を算出した基礎データをあてはめて、

死者、負傷者、避難者、建物被害などの想定をしています。

第IV章 リスクに対する脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

強靱化を図るため、想定するリスクに対し、現状の取り組みや施策における課題（脆弱性）を点検する。

- ① 起きてはならない最悪の事態を回避するための観点から、市が現在実施している施策を整理点検する。
- ② 最悪の事態の回避に向け、今後の施策の推進方向を検討する。

2 想定するリスク

本計画では、市民生活及び市内経済に大きな影響を及ぼすリスクとして、先に記載した南海トラフ地震、有馬-高槻断層・市内伏在断層地震などに加え、風水害による豪雨、土砂災害を想定する。

3 起きてはならない最悪の事態の設定

以下のとおり、9つの「事前に備えるべき目標」とともに、その妨げになるものとして36の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模な火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備や避難行動の遅れ等による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	被災者等の健康・避難生活環境の確保と配慮の必要な方への適切な対応	3-1	避難所等の避難者及び帰宅困難者への支援の不足による被害の拡大
		3-2	災害時要援護者など配慮の必要な方への支援不足による被害の拡大
		3-3	地域防災力の低下や不足による被害の拡大
4	必要不可欠な行政機能は確保する	4-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
5	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	5-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		5-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		5-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
6	経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		6-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な被害
		6-3	幹線の分断等、基幹交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		6-4	食料等の安定供給の停滞
7	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	7-1	電力、ガス、石油等の長期間にわたる機能の停止
		7-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		7-3	下水道等の長期間にわたる機能停止
		7-4	道路等の交通インフラの長期間にわたる機能不全
		7-5	防災インフラの長期間に渡る機能不全
8	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	8-1	地震に伴う大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		8-2	沿線・沿道の建物倒壊等による交通麻痺
		8-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		8-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
		8-5	農地・森林・公園等の被害による市域の荒廃
9	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	9-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が遅れる事態
		9-2	道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が遅れる事態
		9-3	被害規模が大きく復旧・復興が遅れる事態
		9-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が遅れる事態
		9-5	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

4 脆弱性評価の結果

36の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに、本市が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を行った。

結果は【別紙1】のとおり

第V章 強靱化に向けた推進方針

1 起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野

一つの施策が複数の「起きてはならない最悪の事態」に対応するものである場合が多いことから、施策の推進方針(次章)は施策分野別に括り直して記載する。

起きてはならない最悪の事態と施策分野の関係は下表のとおり

事前に備えるべき目標		施策分野												
		①市域の保全	②住宅・都市	③ライフライン・廃棄物	④保健・医療	⑤情報・通信	⑥産業	⑦交通・物流	⑧行政機能	⑨避難支援	⑩地域防災力	⑪人材育成	⑫老朽化対策	⑬広域連携・官民連携
起きてはならない最悪の事態														
1 直接死を最大限防ぐ														
1-1	住宅・建物の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		○										○	
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模な火災による多数の死傷者の発生		○					○						
1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○								○		○		
1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	○								○				
1-5	情報伝達の不備や避難行動の遅れ等による死傷者の発生					○				○		○		
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われる														
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止			○	○			○						
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生			○				○	○	○				
2-3	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足								○		○			○
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺				○			○						
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生			○	○					○				
3 被災者等の健康・避難生活環境の確保と配慮の必要な方への適切な対応														
3-1	避難所等の避難者及び帰宅困難者への支援の不足による被害の拡大			○	○					○			○	
3-2	災害時要援護者など配慮の必要な方への支援不足による被害の拡大									○				
3-3	地域防災力の低下や不足による被害の拡大									○	○			
4 必要不可欠な行政機能は確保する														
4-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下								○				○	○
5 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する														
5-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止					○				○				
5-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態					○								
5-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態					○			○	○		○		

事前に備えるべき目標		施策分野												
		①市域の保全	②住宅・都市	③ライフライン・廃棄物	④保健・医療	⑤情報・通信	⑥産業	⑦交通・物流	⑧行政機能	⑨避難支援	⑩地域防災力	⑪人材育成	⑫老朽化対策	⑬広域連携・官民連携
起きてはならない最悪の事態														
6 経済活動を機能不全に陥らせない														
6-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下						○							
6-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な被害						○	○						
6-3	幹線の分断等、基幹交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響							○						
6-4	食料等の安定供給の停滞			○			○	○						
7 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる														
7-1	電力、ガス、石油等の長期間にわたる機能の停止			○					○					
7-2	上水道等の長期間にわたる供給停止			○					○					○
7-3	下水道等の長期間にわたる機能停止			○									○	
7-4	道路等の交通インフラの長期間にわたる機能不全							○						
7-5	防災インフラの長期間に渡る機能不全												○	
8 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない														
8-1	地震に伴う大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		○						○	○				
8-2	沿線・沿道の建物倒壊等による交通麻痺		○						○					
8-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	○				○				○				
8-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大							○		○				
8-5	農地・森林・公園等の被害による市域の荒廃	○						○						
9 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する														
9-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が遅れる事態			○									○	○
9-2	道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が遅れる事態											○		
9-3	被害規模が大きく復旧・復興が遅れる事態		○						○	○				
9-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が遅れる事態				○				○		○	○		
9-5	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		○							○		○		

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、以下の方針により施策を推進する。

2 推進方針

1 市域の保全

(1) 治水対策

① 河川改修等

- ・近年、激甚・頻発化する豪雨等による浸水被害を軽減するため、市内の二級河川の改修などの河川対策を県に働きかける。(都市整備部)【別1・1-3-①】
- ・河川の流下能力を最大限確保するため、計画的に普通河川の堆積土砂を撤去し、事前防災対策を推進する。(都市整備部)【別1・1-3-①】
- ・施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。(危機管理部・都市整備部)【別1・1-3-①】

② 市街地浸水対策

- ・アンダーパス等の道路冠水危険個所における道路排水機能の維持を図る。(都市整備部)【別1・1-3-②】
- ・幹線道路等で豪雨により冠水が想定される箇所に注意喚起対策を進める。(都市整備部)【別1・1-3-②】
- ・集中豪雨等が発生した場合に想定される市街地の浸水抑制を図るため、市が管理する排水ゲートの維持管理や操作等を適切に行う。(都市整備部)【別1・1-3-②】
- ・事業計画に基づき、浸水解消を図るため雨水管路の整備を推進する。(上下水道部)【別1・1-3-②】
- ・避難所となる学校等の公共施設を新たに整備する場合には、浸水被害を受けないよう、敷地のかさ上げ、排水設備等の設置など、浸水対策を実施する。(財務部・学校教育部・各施設所管部)【別1・1-3-③】

③ ため池の減災対策・整備促進

- ・決壊による災害を未然に防止するため、ため池の定期的な点検や見回りを実施し、ため池管理者へ維持管理や修繕等の助言を行うとともに、その結果を踏まえた施設の改修、耐震化や長寿命化等のハード対策を実施する。また、利用されなくなったため池の廃止を推進する。(産業振興部)【別1・1-4-②・8-3-②】

(2) 山地防災・土砂災害対策

① 土砂災害対策

- ・砂防施設・急傾斜地対策施設等が整備されていない未対策箇所のうち、R区域に指定された谷の出口周辺やがけ直下に人家があるなど、緊急性の高い箇所に重点的整備を図るよう県に働きかけるとともに、地元調整など市として支援を行う。(危機管理部・都市整備部)【別1・1-4-①・8-3-①】
- ・土砂災害警戒区域内に学校が立地する箇所については、早急な土砂災害防止対策の実施を県に働きかけるとともに、地元調整など市として支援を行う。(危機管理部・都市整備部・学校教育部)【別1・1-4-①・8-3-①】
- ・土砂災害特別警戒区域内の既存住宅の改修や移転等を支援するため、住宅土砂災害

対策支援事業について、該当者に対し、土砂災害の危険性や本制度の周知を図る。(危機管理部・都市整備部)【別1・1-4-④】

②災害に強い森づくり等の推進

・林地の崩壊など山地災害の発生を防ぐため、山腹工や溪間工、流木による被害を防止・軽減するため、治山施設の整備を県に働きかけるとともに、地元調整など市として支援に努める。(産業振興部)【別1・1-4-②・8-5-③】

③森林の保全管理

・里山林の放置などにより、森林の防災機能等が低下する中、間伐等の森林の適切な維持管理に努める。(産業振興部)【別1・8-5-②】

④都市公園の適正な管理

・自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な緑地の維持管理に努める。また、公園施設の長寿命化対策を推進する。(都市整備部)【別1・8-5-④】

2 住宅・都市

(1) 建築物の耐震化・耐災害性向上

・住宅・建築物の耐震化を進めるため、国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用し、耐震基準を満たさない住宅を対象に耐震診断技術者の派遣、耐震改修等に対する助成、所有者等への直接的な意識啓発活動を積極的に行う。また、エレベーターなどの建築設備等については、定期報告やパトロール等の機会を通じて現行基準への適合及び維持保全等、建築物の総合的な安全対策を推進する。(危機管理部・都市整備部)【別1・1-1-①】

・三田市公営住宅等長寿命化計画の中で存続させる市営住宅については、すべて新耐震基準を満たしている。なお、用途廃止する市営住宅は、耐用年数到達後、速やかに解体する。(健康福祉部)【別1・1-1-①】

・市立保育園、市立認定こども園、市立幼稚園、小・中学校の躯体の耐震化は完了しているが、窓ガラス落下などの非構造部材について耐震対策に努める。

(こども未来部・学校教育部)【別1・1-1-①】

・緊急輸送道路沿道建築物のうち大地震時に倒壊し、道路を閉塞するおそれがある耐震基準を満たさない建築物の調査を行い、必要に応じその所有者に耐震化の働きかけを行う。

(都市整備部)【別1・1-1-②】

(2) 都市防災対策

① 密集市街地の改善

・狭あい道路と耐震基準を満たさない建築物が集中する既成市街地を中心に、耐震基準を満たさない建築物住宅の所有者等へ直接的な啓発活動を行うとともに、耐震診断、耐震改修への支援制度の充実を図る。なお、これらの施策には国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用する。(都市整備部)【別1・8-2-①】

・都市の防災機能の向上及び土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等の

都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を推進する。(都市整備部)【別1・1-2-①・8-1-②】

②地籍調査の実施

・災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界を明確にしておくことが重要となるため、地籍調査等の推進を図る。(総務部)【別1・9-5-①】

(3) 宅地防災対策

・大規模地震時に大きな被害が生じる恐れのある大規模盛土造成地については、平成27年度に公表している。今後、更なる市民への周知に努め、防災意識を向上させる等の宅地の防災対策に取り組む。(都市整備部)【別1・1-1-①】

・「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく空家等対策計画を R5.4に作成しており、①空き家の発生予防②良質な既存ストックの利活用に促進③適切な管理による管理不全空き家の解消を基本方針として空き家対策の推進に取り組む。(都市整備部)【別1・1-2-②】

・大規模な土砂災害等により宅地などの民有地に大量の土砂・廃棄物などが堆積した場合、必要に応じて、市が主体となって堆積土砂排除事業を実施する。(危機管理部)【別1・9-3-①】

3 ライフライン・廃棄物

(1) ライフラインの機能強化

① 水道施設、下水道施設、ガス管(学校施設含む)等の耐震化等

・管路施設については、震度7級の大規模地震に対しても通水機能が保持できるよう、被災時に断水影響の大きい導水管、送水管や、重要給水施設へ至る配水管など、各管路の重要度(優先順位)を勘案のうえ、計画的に更新・耐震化を推進する。(上下水道部)【別1・2-1-④・7-2-①】

・浄水場、主な配水池の耐震化は完了している。小規模配水池等については、老朽化した施設の更新に合わせて耐震化を推進する。(上下水道部)【別1・2-1-④・7-2-①】

・「下水道総合地震対策計画」および「三田市上下水道耐震化計画」に基づき重要な幹線から優先して耐震化を推進する。(上下水道部)【別1・2-5-②・7-3-①】

・農業集落排水・コミュニティプラントの浄化センターにおける浸水被害を抑制するため、耐水化を推進する。(上下水道部)【別1・2-5-②・7-3-①】

・電力供給遮断等の非常時にマンホールポンプ等が稼働できるよう非常用電源対応化への改修を行う。(上下水道部)【別1・7-1-①・7-3-①】

・環境センター(し尿処理施設)については、平成22年3月から稼働し、15年を経過していることから、計画的な修繕を行い、機能の維持に努めるとともに、災害時に備え広域連携による相互応援体制の構築を図る。(市民生活部)【別1・7-3-④】

・学校施設、給食センター等の埋設管(上下水道、ガス)の耐震化については、大規模改修等に合わせて推進していく。(学校教育部)【別1・2-1-④】

② 食料、飲料水の供給体制の確保

- ・災害発生から3日間は、(大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断されることが予想されるため)平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になるおそれがあることから、想定避難者数(4,700人)を基準に、食料、生活必需物資の現物備蓄及び流通備蓄による供給体制を整備する。(危機管理部)【別1・2-1-①】
- ・流通備蓄の確保については、平素から協定業者等と連携を密にし、必要時に円滑な確保が可能となるように努めるとともに、更なる民間事業所等との協定締結を推進する。(危機管理部)【別1・2-1-①】
- ・応急給水に必要な資機材の計画的な整備を図るとともに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、相互応援による応急給水活動により、飲料水等の確保に努める。(上下水道部)【別1・2-1-①】
- ・大規模災害が発生した場合、給食センターは、炊き出し等の供給拠点施設となることから、老朽化に伴う調理器具等の更新、施設の改修等を計画的に実施していく。また、食料等の運搬に必要な給食搬送車の計画的な更新を行っていく。(危機管理部・学校教育部)【別1・2-1-①】

③ 各家庭、避難所等における食料・エネルギーの確保

- ・各家庭や職場で、平時から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度家族構成や健康状態に応じた食料、飲料水、生活必需物資を備蓄していただくように啓発を進めるとともに、事業所等における物資の確保についても啓発に努める。(危機管理部・健康福祉部)【別1・2-1-⑥】
- ・日用品を災害時にも活用する「フェーズフリー防災」の考え方を市民に周知し、各家庭や職場での備蓄を促進する。(危機管理部)【別1・2-1-⑥】
- ・災害時には各計画等に基づき、速やかに運搬給水を行う。(上下水道部)【別1・7-2-②】
- ・各避難所等への仮設タンクもしくは仮設給水栓の配置を計画的に推進する。(上下水道部)【別1・7-2-②】
- ・長期停電による電源の喪失などに対応するため、避難所への発電機の追加備蓄を計画的に推進する。(危機管理部)【別1・3-1-①】
- ・孤立する恐れのある自治会や住民団体が管理する避難場所等において、電力供給遮断等の非常時に、避難住民の生活等に必要最低限の電力を確保するため、発電機の備蓄を進める。(危機管理部)【別1・2-2-②】
- ・市による電源確保だけでなく、家庭での太陽光発電、蓄電池、電気自動車等の電源喪失時の有効性について広く周知に努める。(危機管理部・市民生活部)【別1・2-2-②・7-1-②】

④ 食品産業事業者等の災害対応力強化

- ・農林業に係る生産基盤等の災害対応力を強化するため、生産基盤施設等の点検・診断と保全対策、施設管理者の業務継続体制の確立、治山対策、農村の防災対策等を推進する。(産業振興部)【別1・6-4-①】

(2) 災害廃棄物対策

・大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うため、平成 29 年度に策定した「三田市災害廃棄物処理計画」について、随時検証・見直しを実施する。

(市民生活部)【別1・9-1-①】

・災害廃棄物の処理を円滑に行うために、ごみ仮置き場の確保や必要な資機材の保有状況の情報共有など、自治体間の相互応援協定の運用の点検を実施する。

(市民生活部)【別1・9-1-①】

・災害廃棄物の収集運搬を円滑に行うために、三田市環境整備事業協同組合との応援協定を締結しているが、感染症対策など多様な事態を想定し相互支援体制の整備を進める。

(市民生活部)【別1・9-1-③】

4 保健・医療

(1) 病院等医療機関における非常用電源の確保

・市民病院については、非常用電源設備が設置されているが、エネルギー供給の長期途絶を想定し、自家用発電設備の適正な管理とともに様々なエネルギー供給について検討し、冗長性の確保に努める。(医療政策部)【別1・2-1-⑤】

・市民病院等の医療機関の自家用発電設備や消防等の緊急車両への燃料供給の途絶に備え、安定した給油体制を構築するため、燃料の調達に関する災害時応援協定の促進などにより、非常時の燃料確保体制の強化を進める。(危機管理部)【別1・2-1-⑤】

・災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における自家用発電設備や燃料タンクの設置等の必要性について、周知を図る。(健康福祉部)【別1・2-1-⑤】

・在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業など、災害時の電力供給途絶に備えた制度の周知を図る。(健康福祉部)【別1・2-1-⑤】

(2) 救急医療体制の充実

・救急搬送体制及び救急医療体制の強化を図るため、救急救命士及び救急隊員の教育の充実やスキル向上を計画的に進める。(消防本部)【別1・2-4-①】

・地域の医療機関と連携し、救急隊の運用と研修体制を強化する。(消防本部)【別1・2-4-①】

・増加する救急出動に対応するために救急業務のDX化を推進する。(消防本部)【別1・2-4-①】

・被災時における多数の傷病者に対応するため、地域の医師会や歯科医師会、薬剤師会等の関係機関との災害時協定に向けた協議、災害拠点病院や地域の二次救急医療機関相互の連携を強化する。(健康福祉部)【別1・2-4-①】

・国・県・他市町等からの応援を円滑に受け入れられるよう、受援計画の策定等、受け入れ体制の構築を進める。(危機管理部)【別1・2-4-①】

・市民病院において、災害対応マニュアルおよび業務継続計画(BCP)について継続的に内容の見直しを行い、対応力の強化に努める。(医療政策部)【別1・2-4-①】

・市民病院においては、医療用資機材・医薬品等の不足を防ぐため、医薬品等の確保に関して締結している災害時応援協定を必要に応じ見直すなど、円滑な供給体制の構築を推

進する。(医療政策部)【別1・2-1-②】

・市民病院においては、大規模災害に備え、食料、飲料水、医療ガス、医薬品の備蓄を進める。また感染症等の世界的大流行に備え、医療用の個人防護具(マスク、ガウン、フェイスシールド、手袋)及び手指、環境消毒剤等の備蓄を進める。(医療政策部)【別1・2-1-②】

(3) 被災地における疫病対策に係る体制の構築

・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種への理解を促進し、円滑な接種体制を構築する。(健康福祉部)【別1・2-5-①】

・平時から咳エチケットや手洗いなど感染拡大を防ぐための正しい知識を周知啓発するとともに、感染症のまん延に備え、マスク、消毒液等の備蓄等を進める。(危機管理部・健康福祉部)【別1・2-5-①】

・災害時応援協定の締結など、消毒、衛生害虫駆除等を行うための体制等を構築する。(健康福祉部)【別1・2-5-①】

・特に、基礎疾患を有する人は、災害時に疾患が重篤化しないようかかりつけ医・かかりつけ薬局を持ち、平時から健康管理に取り組むとともに、自身の特性に合わせた食材等の備蓄に取り組むよう啓発を進める。(健康福祉部)【別1・2-5-①】

(4) こころのケア体制の強化

・NPO や地域団体、専門機関との連携を強化し、被災者のこころの問題に寄り添い、日常生活を取り戻せるよう必要な支援体制を構築する。(健康福祉部)【別1・9-4-④】

・子どもの所属機関からの情報提供に基づき、子ども家庭センター等がより積極的に関係機関と連携し対応する。(こども未来部)【別1・9-4-④】

・学校においては、児童生徒の心身の健康状態について、家庭、学校医や専門の外部機関と連携しながら、必要に応じて健康診断の実施や、不安や心のストレスを取り除くため、相談、カウンセリングなど、心のケアを専門家や関係機関等の協力を得て実施する。(学校教育部)【別1・9-4-④】

5 情報・通信

(1) 情報発信の耐災害性向上

・防災情報を取り扱う情報通信設備については、予備電源装置の確保や非常用電源に接続するなど、機器の必要性に応じた対策を検討していく。(危機管理部)【別1・5-1-①】

・民間通信事業者の回線が停止した場合にも防災情報等を市民へ伝達できるように、情報通信機能の複線化など、情報システム、通信手段の冗長性や耐災害性の強化を推進する。(危機管理部・総務部)【別1・5-1-②】

・学校等の避難所においては、災害発生時の避難者等情報の発信や災害情報の収集手段としての利用が想定されることから、Wi-Fi 環境の整備を計画的に進めていく。(危機管理部)【別1・3-1-④・5-1-②】

・倒木などによる、電力等の長期供給停止による情報通信の麻痺・長期停止を発生させないため、街路樹や市管理地内実生木の適正化や洪水・土砂災害等の地域の防災対策を着実に進める。(都市整備部)【別1・5-1-①】

(2) 情報提供手段の多様化

・防災行政無線、携帯電話メール及びスマートフォンアプリで気象情報等を伝える「ひょうご防災ネット」などのツールを活用し、市民及び旅行者を含めた避難者に対する情報提供のあり方の検討など、情報の確実かつ迅速な提供手段の更なる多様化を着実に推進する。(危機管理部)【別1・1-5-①・5-3-①】

・災害時に、テレビ・ラジオなどの情報提供媒体が機能しない場合を想定し、防災行政無線の機能強化、「ひょうご防災ネット」などの普及・啓発に加え、SNS の有効活用など、災害時に有効な複数の情報提供ルートの確保を図る。(危機管理部)【別1・5-2-①】

(3) 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化

・気象台との連携強化を図るとともに、兵庫県の土砂災害警戒区域ごとに危険度を予測する箇所別土砂災害危険度予測のシステムを活用し、迅速な情報収集に努め適切な避難情報の発令や発信方法の多重化を図る。(危機管理部)【別1・8-3-③】

6 産業

(1) 市内事業所の BCP 策定の支援

・大規模災害により事業の継続が困難となる事態を避けるため、国が定めるガイドラインの普及啓発を図り、市内中小企業の BCP の策定を促進する。(危機管理部・産業振興部)【別1・6-1-①】

(2) 工場・事業所等における自家用発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保

・市内事業所が策定する BCP に基づき、工場・事業所等において自家用発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を行うよう、県とも連携し啓発を行う。(危機管理・産業振興部)【別1・6-2-②】

(3) ガス、石油、有害物質取り扱い事業者の災害対応力強化

・市と事業者で締結する公害防止協定に基づき、有害物質の保有状況の把握に努め、災害発生時には、その物質の性質に応じた対応を行う。(産業振興部)【別1・8-4-②】

(4) 農地・農業水利施設等の保全管理

・多面的機能支払制度を活用し、地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。(産業振興部)【別1・8-5-①】

(5) 野生鳥獣対策の推進

・野生鳥獣による農作物被害を防ぐため、有害鳥獣の捕獲、防除柵設置等の地域による獣害対策の支援に努める。(産業振興部)【別1・6-4-①】

7 交通・物流

(1) 道路交通機能の強化

- ・「三田市橋梁長寿命化計画」に基づき、計画的・効率的に橋梁修繕を行い安全・安心を確保する。(都市整備部)【別1・2-1-③・2-4-②・6-2-①・6-3-①・6-4-②・7-4-①・8-1-③】
- ・都市の防災機能の強化等を目的に、緊急輸送路に指定されている市道の無電柱化について計画の策定を推進する。(都市整備部)【別1・2-1-③・2-4-②・6-2-①・6-3-①・6-4-②・7-4-①・8-1-③】
- ・緊急輸送道路に指定されている県道の整備・強化を県に働きかけるとともに、地元調整など市として支援を行う。(都市整備部)【別1・2-1-③・2-4-②・6-2-①・6-3-①・6-4-②・7-4-①・8-1-③】
- ・緊急輸送道路や災害時重要路線の市道橋及びそれを跨ぐ市道橋の耐震化を進める。(都市整備部)【別1・2-1-③・2-4-②・6-2-①・6-3-①・6-4-②・7-4-①・8-1-③】
- ・緊急輸送道路や災害時重要路線を補完する路線の整備を進める。(都市整備部)【別1・2-1-③・2-4-②・6-2-①・6-3-①・6-4-②・7-4-①・8-1-③】
- ・被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策を進める。(都市整備部)【別1・2-1-③・2-2-③・2-4-②・6-2-①・6-3-①・6-4-②・7-4-①・8-1-③】
- ・橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、倒木の恐れがある街路樹や市管理地内実生木の適正化や洪水・土砂災害対策を着実に進める。(都市整備部)【別1・2-1-③・2-4-②・6-2-①・6-3-①・6-4-②・7-4-①・8-1-③】
- ・災害時に迅速な道路啓開を図るため、関係機関との連携や、関係団体との災害時応援協定の推進などを進める。また、装備資機材の充実や情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進める。(危機管理部・都市整備部)【別1・2-1-③・2-2-③・2-4-②・6-2-①・6-3-①・6-4-②・7-4-①・8-1-③】
- ・早期に道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う。(都市整備部)【別1・2-1-③・2-2-③・2-4-②・6-2-①・6-3-①・6-4-②・7-4-①・8-1-③】
- ・警察と連携して緊急輸送道路・災害時重要路線の交通を確保する。(都市整備部)【別1・8-2-②】

8 行政機能

(1) 消防の災害対応力強化

① 応急対応

- ・多様化する災害態様に対応するため、訓練施設等を活用した効果的な訓練の実施など、消防職員の訓練・研修の充実による災害対応力の強化を図るとともに、ドローン、消防車両及び資機材等の整備や更新、個人装備品の国ガイドライン準拠品への更新、安全対策装備品の充実、関係機関との連携強化など、一層の消防力の高度化を図る。(消防本部)【別1・1-2-③】
- ・兵庫県広域消防相互応援協定及び緊急消防援助隊要請時により効果的に受入れ体制が取れるよう受援計画を見直し、受援訓練とその検証を継続して実施することで消防受援体制の充実強化を図る。(消防本部)【別1・2-3-①】
- ・救出、救助や応急医療等に従事する実働部隊が、相互に連携し、迅速かつ的確な応急

対応を推進するため、被害想定に基づく実践的な訓練を促進する。(危機管理部・消防本部・医療政策部)【別1・2-3-③】

・土砂災害や震災活動時の活動方法や手技について、近隣消防本部と技術共有を行い技術水準の向上及び均一化を図る。(消防本部)【別1・2-3-③】

・緊急車両には勤怠管理システム及び消防デジタル無線設備を活用し、他の出動隊や消防本部との連携を取れるようにしておく。(消防本部)【別1・8-1-①】

・災害規模に応じ、消防職員の部隊を弾力的に運用するための部隊運用計画、及び、地域の災害状況に応じて必要とされる消防団員を、迅速に確保するための招集計画を策定する。また、消防職員の災害活動のほか、災害等に専門的知識を持つ災害活動補助員の配置を進める。(消防本部)【別1・8-1-①】

・密集市街地等における地震等による大規模火災に対応するため、消防水利の拡充を図り、自然水利等を活用した警防計画の見直しを図る。(消防本部)【別1・8-1-①】

・孤立集落での救助や物資搬送に対応するためには、ヘリコプターによる活動が不可欠であることから、臨時離着陸場の整備を進める。(消防本部)【別1・2-2-①】

・地理に不慣れな他府県からの応援ヘリコプターが着陸場所を容易に特定できるように、学校や病院等の施設の屋上にヘリサイン(ヘリコプター用対空表示)の整備について検討する。(消防本部)【別1・2-2-①】

・消防団員の個人装備等の充実や教育機関(消防学校等)による教育、その教育を活かした訓練等を実施し、個々の強化に取り組むことで組織が強化されるように支援を行う。(消防本部)【別1・2-3-②】

② 予防

・大規模災害に消防水利を使用できるよう老朽化した消火栓に計画的な修繕を施し、耐震性防火水槽の新規整備と老朽化した公設防火水槽の修繕・耐震化・更新計画の作成を行う。(消防本部)【別1・1-2-③】

・各種広報媒体、防災福祉コミュニティ、消防団などを通じた市民の防火意識の向上、住宅用火災警報器や耐震ブレーカー及び住宅用消火器の普及促進のほか、防災品の普及啓発に取り組んでおり、引き続き、市民に分かりやすい広報展開による防火意識の向上を図り、住宅防火対策を促進する。(消防本部)【別1・1-2-③】

・大規模火災による死傷者の発生を回避するため、危険物製造所等の施設、複合用途施設、不特定多数を収容する施設、木造建築物密集地域などは、防火査察などによる実態把握、自主防災体制の強化、防火思想の普及、予防広報の徹底などを、継続して実施する。(消防本部)【別1・1-2-③】

・危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する大規模かつ特殊な災害を防ぐため、事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、初動体制の確立及び防災体制の強化を図り、事業所が防災上必要な資機材の整備等を行い、防災知識と基本行動を習得できるよう指導に努める。(消防本部)【別1・8-4-①】

・災害による被害の軽減を図るため、消防団を中心とした地域に根ざした訓練等を通じ、自助・共助の体制強化を図る。(消防本部)【別1・2-3-②】

③ 情報伝達・電力確保

・緊急消防援助隊活動時における緊急消防援助隊動態情報システム(DJS)や消防庁映像共有システム等を活用し、被害状況や活動状況をリアルタイムに情報共有することで、より迅速で効率的な対応を図る。(消防本部)【別1・5-3-①】

・通信施設や資機材の高度化を図るとともに、エネルギー供給の長期途絶を想定した非常用電源設備の整備について検討していく。また、燃料電池や太陽光発電等の導入など、施設の特性に応じたエネルギー供給における冗長性の確保についても検討していく。(消防本部)【別1・2-3-①】

・燃料取扱業者との協定により、大規模災害時の災害対応車両等に対する燃料供給についての支援体制は整備されているが、初動段階での燃料調達に課題を残しており、自家用給油取扱所の整備や燃料の備蓄等を総合的に勘案して検討する。(消防本部)【別1・2-3-①】

(2) 市行政の災害対応力強化

① 市役所庁舎の耐震化等

・市役所庁舎・消防本部をはじめとした公共施設の耐震化を引き続き進めるとともに、災害発生時に災害対策拠点としての機能を維持できるよう必要な整備に努める。(財務部・各施設所管部)【別1・4-1-①】

・市役所 WAN 及び基幹系ネットワークにおける障害や災害等による業務停止を防止するため、機器の代替確保、別拠点でのデータバックアップ、クラウドサービスの利用等を推進する。また、通信回線の冗長化に向け、情報通信事業者を交えて検討していく。(総務部)【別1・4-1-④】

② 災害時即時対応体制の強化

・災害時の緊急事態の発生に備えて、初動時の連絡体制を確保するとともに、訓練・研修を行い、対応の強化、充実に努める。(危機管理部)【別1・4-1-③】

・市総合防災訓練において、ライフライン(電気、ガス、水道、通信)復旧や道路啓開等の実戦的訓練を実施する。(危機管理部)【別1・7-1-①・7-2-②】

・三田市業務継続計画(BCP)を効果的に運用するため、訓練・検証を通じて計画の実行性を高める。(危機管理部・各部)【別1・4-1-②】

・職員が災害発生時に迅速かつ確かな災害応急対策を実施することができるよう、職員行動マニュアルを作成し、職場研修等を通じて周知徹底を図る。(危機管理部)【別1・4-1-③】

・職員を対象に、各種災害を想定した図上訓練や非常参集訓練等を計画的に実施する。(危機管理部)【別1・4-1-③】

・防災関連機関や公益的事業を営む企業が一同に会する三田市防災会議を開催し、連携や防災体制の充実強化を図る。(危機管理部)【別1・4-1-③】

・大規模災害時に円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図れるよう、受援計画の策定など受援体制の整備に努める。(危機管理部)【別1・4-1-③】

・災害時には、治安悪化のおそれがあるため、警察との情報共有に努め、有効な犯罪防止

対策などの周知に努める。(危機管理部)【別1・9-4-③】

・被災者の生活再建を円滑に支援するため、早急にり災証明の発行、被災者台帳の整備を行うことが出来る「支援システム」を活用し、被災者が早期に自立するための後方支援体制づくりを進める。(危機管理部)【別1・9-3-①】

・災害時の職員用食料の備蓄については、避難者分を確保したうえで、庁舎や発災直後から応急対応が想定される防災拠点において、計画的に備蓄を図る。(危機管理部)【別1・4-1-②】

9 避難支援

(1) 災害リスクの周知・啓発

・災害時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水・浸水想定区域、内水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を反映した、「ハザードマップさんだ」、「Web 版ハザードマップ」の改訂を適宜行うとともに、地域が主体となって作成する「地域版防災マップ」の作成支援等に努め、これらを活用し、市内の災害リスクについて周知啓発に努める。(危機管理部)【別1・1-3-④・1-4-③】

・特定ため池について、位置情報や浸水想定区域等を公表し、災害時に円滑な避難が出来るよう市民に情報提供を行う。(産業振興部)【別1・1-4-③・8-3-②】

・自然災害と感染症との複合災害時の避難における必要性和リスクについて、市民への周知に努める。(危機管理部・健康福祉部)【別1・3-1-②】

・日本語が不慣れなことにより、災害時の避難情報等が理解できない外国人の安全安心を確保するため、国際交流協会など関係機関と連携し、日頃から地震や大雨などの災害リスクを想定した対処等について啓発を図る。(危機管理部・健康福祉部)【別1・3-2-③】

(2) 情報伝達

・市の防災情報の収集・管理については、情報ネットワークの形成、各種情報システムを構築しており、引き続き、これらを有効に活用するため、情報伝達訓練、職員を対象としたシステム操作研修等による体制強化に努める。また、風水害などの気象災害については、タイムライン(防災行動計画)を活用し、発災に備えた警戒体制の強化に加え、住民への迅速かつ確実な情報伝達体制、関係機関との連携強化を図る。(危機管理部)【別1・1-5-①・1-3-④】

・正確で迅速な情報提供に対応するため、ホームページやさんだ防災・防犯メール等多様な手段を活用し、避難者や帰宅困難者に対して、災害情報や交通機関の状況などについて適切な情報を遅滞なく正確に提供する。また、新たな情報発信手段について研究する。(危機管理部)【別1・1-5-①・3-1-④・5-3-④】

・高齢者、聴覚障害者等の情報弱者への情報伝達の方法として、個別の情報伝達者や手話通訳者の確保など強化を図る。(危機管理部・健康福祉部)【別1・3-2-③】

・大規模災害発生時における外国人に対する支援を円滑に行うため、やさしい日本語及び多言語による情報提供に努める。(危機管理部・健康福祉部)【別1・3-2-③】

(3) 避難行動・訓練

- ・市民の主体的な避難行動を支援するため、市民一人一人が、自らの「逃げるタイミング」や「逃げる場所」などを予め決めておく、「マイ避難カード」、「マイタイムライン」などの作成支援に努める。(危機管理部)【別1・5-3-③】
- ・孤立する恐れのある集落においては、孤立した場合の具体的な対応についてのマニュアル策定や定期的な訓練の実施を行う。また、区・自治会、自主防災組織や各家庭における備蓄の推進など自らの備えの重要性の周知に努める。(危機管理部)【別1・2-2-①】
- ・市総合防災訓練について、災害発生時に実際の避難所となる小学校などを会場とし、地域住民が積極的に参加する避難所運営訓練の実施を推進する。(危機管理部)【別1・3-1-①】
- ・国際交流協会など関係機関と連携しながら、外国人向けの防災訓練を実施し、あわせて防災知識の啓発や災害情報の伝達強化を図る。(危機管理部・健康福祉部)【別1・3-2-③】
- ・水防法及び土砂災害防止法に基づき、市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等が、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施できるよう、当該施設管理者等への指導等、避難確保計画の作成等を促進する。(危機管理部・健康福祉部)【別1・3-3-①】

(4) 避難所

① 開設・運営

- ・避難所は、災害時に市民の生命・身体の安全を確保するための場所として、早急に開設が行えるよう、各施設管理者における災害時の開錠体制の確保や、建物の安全確認などについて体制整備に努める。(危機管理部・経営管理部・各施設所管部)【別1・3-1-①】
- ・避難所生活をしている人だけでなく、在宅避難者等、避難所以外の場所に滞在している人に対しても、等しく情報の共有、物資の供給等を行い、地域に住む全ての人にとっての生活再建の拠点となるよう、その運営に努める。(危機管理部・各施設所管部)【別1・3-1-①】
- ・長期に渡る避難所では様々な避難者が共同生活を送ることとなるため、男女のニーズの違いや性的マイリティの方への配慮など、多様なニーズに対応するため避難所運営マニュアルの充実や、市民の理解促進を推進する。(危機管理部・各施設所管部)【別1・3-1-①】
- ・避難生活が長期化する場合等には、避難所は地域コミュニティの場となることから、避難者の自主的な運営を促すため、平時より、その周知啓発や地域での体制づくりを支援する。(危機管理部・各施設所管部)【別1・3-1-①】
- ・避難生活におけるトイレ等の生活環境の悪化による感染症の流行や、静脈血栓塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)や基礎疾患の増悪、心身の疲労による自殺等の二次的健康被害による災害関連死の発生を防ぐため、災害発生後の速やかな救護所の設置や巡回救護班の派遣、こころのケア対策、避難者に対する健康相談・栄養相談などにより、災害関連死を防ぎ、二次的健康被害を最小化するための避難者の保健・医療面での

サポートができる体制づくりを進める。(健康福祉部)【別1・3-1-②】

・避難者同士の間隔の確保や衛生管理の徹底に努めるとともに、感染が疑われる避難者は、他の避難者と区別するため、別室を確保するなど、避難所での感染症のまん延防止に努める。(危機管理部・健康福祉部・各施設所管部)【別1・3-1-②】

・多数の配慮が必要な方の福祉避難所での受け入れに備え、必要な資機材や介助者等の人材を確保するとともに、ボランティア等との連携を強化し、安心して避難生活が送れるよう個々の状況に応じた情報の伝達、相談支援が行える体制を構築する。(健康福祉部)【別1・3-2-①】

・配慮が必要な方の避難先となる介護保険施設等との災害時応援協定を推進するとともに、平常時からの連携強化に努める。(危機管理部・健康福祉部)【別1・3-2-①】

・社会福祉協議会や福祉専門学校など専門的な知識を有する団体や学校等と避難所運営支援等の災害時応援協定を締結するとともに、その実効性を高める取り組みを進める。(危機管理部・健康福祉部)【別1・3-2-①】

② 避難環境の改善

・避難所における避難生活の向上のため必要な資機材(ベッド、トイレ、寒暖対策、プライバシー等)について、計画的に確保するとともに、災害時応援協定による物資等の確保を進める。(危機管理部)【別1・3-1-①】

・夏の暑さ対策、冬の寒さ対策として、避難所となる学校等へのエアコンの設置等を計画的に進める。(危機管理部・こども未来部・学校教育部)【別1・3-1-②】

・学校等の避難所における照明のLED化やトイレの洋式化を計画的に進めるとともに、トイレが使えない場合の対応として、マンホールトイレの設置を計画的に進める。また、簡易ベッドやプライバシー空間の確保のための間仕切り等、資機材の充実に向け計画的な備蓄を進める。(危機管理部・上下水道部・各施設所管部)【別1・3-1-②】

・避難所における感染防止対策に必要となる物品や装備(マスク・消毒液・非接触体温計・パーティション等)について備蓄を行う。(危機管理部・各施設所管部)【別1・2-5-①・3-1-②】

・学校等の避難所や主な防災拠点については、長期の電力停止に備えた非常用電源設備の燃料確保、電力供給ラインの二重化などについて検討する。また、非常用電源設備のない施設については、大規模改修時には、非常用電源設備の設置など、電力の確保に努める。(危機管理部・財務部・各施設管理者)【別1・3-1-①・5-1-①】

・長期停電による電源の喪失などに対応するため、可搬型発電機の追加備蓄を計画的に進める。(危機管理部)【別1・3-1-①・5-1-①】

・福祉避難所である、ひまわり特別支援学校には無停電装置(自家用発電機や大型蓄電池等)の配備がされておらず、今後、福祉避難所としての機能強化に努める。(危機管理部・学校教育部)【別1・3-2-②】

③ 帰宅困難者対策等の推進

・予想を超える帰宅困難者対策に対応するため、市指定避難所だけでなく、新たな協力事業者との協定締結を促進し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保や水道水、トイレ及

び道路等情報の提供の場の確保に努める。(危機管理部)【別1・3-1-③】

・民間企業との協力関係の構築、代替輸送手段の確保等に係る広域的な支援体制や具体的手順などを内容とする「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」(関西広域連合)に基づき、国、関係機関や協力民間団体との連携・協働により、帰宅困難者の安全・安心な帰宅を支援する。(危機管理部)【別1・3-1-③】

・海外からの旅行者の被災も想定し、外国語による情報提供や避難等に関する周知啓発を推進する。(危機管理部・市民生活部)【別1・3-1-③】

④ 避難行動要支援者等への支援

・災害時要援護者は、個々の状況に応じた避難所の環境が必要となることから、避難所生活を安定させるための資機材の充実を図り、避難所運営訓練などを通じて、運営における要援護者への配慮についての理解や啓発の取組みを進める。(危機管理部・健康福祉部)【別1・3-2-②】

・高齢者などの災害弱者の方の逃げ遅れなどが生じないよう、避難行動要支援者名簿に掲載されている要支援者ごとに個別の支援計画を作成し、地域の自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、ケアマネジャーや相談支援専門員が、避難支援者と連携しつつ、災害時の情報提供、安否確認、避難支援等を行う体制を構築する。(危機管理部・健康福祉部)【別1・3-3-①】

・災害時の迅速かつ適切な避難や、安定した避難所生活面の確保のため、避難行動要支援者制度を推進し、個別支援計画の策定を通じ、地域と要支援者の平時からのコミュニケーションの構築支援を推進する。(危機管理部・健康福祉部)【別1・3-2-②】

⑤ 教育活動の再開

・児童生徒の平穏を回復・維持するため、学校を早期に再開し、平常時の日常生活を取り戻すことが必要となる。学校における避難所運営が長期化する場合には、地域住民の自主的な活動が極めて重要であり、日頃から学校と地域の連携・協力体制の構築を進めていく。(危機管理部・こども未来部・学校教育部)【別1・9-3-②】

・避難者には、学校の早期再開について理解を求めるとともに、より環境の良い施設への移行を促し、避難所の集約や閉鎖により教育活動への影響の低減に努める。教育活動を再開するに当たり、未だ学校内に避難者が存在する際に、一定期間、避難者と児童生徒等が同じ施設を共有しなければならない場合の両者の動線の設定等、施設利用の在り方について検討する。また、避難所となる学校施設に著しい被害が発生した際などには、他の公共施設の活用など教育環境の確保策について、今後検討を進める。(危機管理部・学校教育部)【別1・9-3-②】

・被災等により、教材や学用品等の喪失、棄損等被害が生じた場合、国や県の方針等も踏まえ、就学上支障をきたす児童生徒に対し、速やかに必要な教材、学用品の支給、就学援助ができるよう検討を進める。(学校教育部)【別1・9-3-②】

・学校において環境衛生の適正な維持管理を図り、感染症の発生予防に努めるとともに、心的外傷後ストレス障害(PTSD)と呼ばれる症状をはじめとした心の健康上の問題が生じている可能性もあることから、家庭、学校医や専門の外部機関と連携しながら、必要に応じ

て健康診断の実施、カウンセリングなど、適切な保健管理並びに保健指導を行う。(学校教育部)【別1・9-3-②】

⑥ 仮設住宅対策

・民間団体、事業者との協定に基づき、市が事前に把握している建設候補地の整備や民間賃貸住宅の借り上げ等により、応急仮設住宅を速やかに整備・確保する。(都市整備部)【別1・9-5-③】

10 地域防災力強化

(1) 地域の防災組織の災害対応力の強化

・各地域において自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織が実施する研修や訓練について支援を行う。(危機管理部)【別1・2-3-②・3-3-②】

・大災害の発生の際、自助・共助での対応ができるように地域コミュニティによる自主防災組織の組織力の強化と自主防災組織と消防団との連携強化、市民が正しい防災知識を身に付け、地域住民が地域防災の主力となれる環境づくりを推進できるように支援する。(危機管理部・消防本部)【別1・2-3-②】

・大規模災害時に市民が適切に応急手当等の処置が適切にできるように支援する。(消防本部)【別1・2-3-②】

・出前講座、さんだ防災リーダーの会の支援による地域での訓練などを支援し、市民一人一人の防災意識の高揚を図る取組みを推進する。(危機管理部)【別1・2-3-②】

・地域版防災マップの作成や地域での避難行動要支援者制度の取り組みなどを通じ、平時からの地域のコミュニティ力、防災力の向上を図れるよう支援する。また、区・自治会等の地域団体の維持・活性化のため、活動に対する支援を推進する。(危機管理部・市民生活部)【別1・9-4-①】

・地域による防犯活動の活性化が治安維持には有効であることから、三田防犯協会等による地域の活動を支援する。(危機管理部)【別1・9-4-③】

・各地域で結成する自主防災組織や防災の知識を身に付けた防災リーダーの人材を育成するため、結成に係る支援や知識向上のための研修等の支援を図り、人材育成を推進する。(危機管理部)【別1・9-4-②】

・自主防災組織等による地区防災計画の作成について、制度の周知および作成の支援を行うことで、地域防災力の向上を図る。(危機管理部)【別1・9-4-②】

(2) 災害ボランティア活動支援体制の整備

・災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう、「災害救援ボランティアマニュアル」の整備や関係機関との協定の締結、災害ボランティアコーディネーターの養成を進めるとともに、災害支援に取り組んでいる団体とのネットワークの構築や実践的な訓練の実施など、平時から災害に備えた取組を進める。(危機管理部・健康福祉部)【別1・9-4-⑤】

・大災害においては、ボランティアの支援が必要不可欠であり、日頃から社会福祉協議会等と連携しながら、情報共有とネットワーク化の構築に努める。(危機管理・健康福祉部)

【別1・3-3-③】

・市外からも大量のボランティア組織、NPO、NGO、グループ等の来訪が予想されることから、社会福祉協議会等と連携し、受入れ体制の構築を図り、NPO やボランティアの支援活動を促進する。(危機管理部・健康福祉部)【別1・3-3-③】

11 人材育成

(1) 人材の育成、確保

・土嚢積訓練、災害対策本部事務局運営訓練などの水防に係る人材育成研修を実施するとともに水防計画、風水害マニュアルの見直しを行いながら、適切な組織体制の構築を図る。(危機管理部・都市整備部・上下水道部)【別1・1-3-⑤】

・フェニックス防災システムや緊急速報メール、防災行政無線などの各種情報発信システムを習熟し、情報の効率的な利活用を一層充実させるため、操作研修や訓練等を通じて、職員の人材育成を推進する。(危機管理部)【別1・5-3-②】

・災害時や復旧、復興時の取組みを迅速に進めるためには、復旧、復興に携わった経験のある職員を確保する必要がある、被災自治体への市職員派遣を積極的に行い、復興支援とともに人材の育成を図る。(総務部)【別1・9-5-②】

・災害時の道路啓開などの対応や、復旧・復興時のみならず平時におけるインフラ・メンテナンス等を担う建設業等の人材育成を図るため、兵庫県の実施する将来に向けての担い手確保・育成を促進する取り組みについて、周知啓発などの支援に努める。(都市整備部)【別1・9-2-①・9-5-②】

・市内には、大学や専門学校が立地しており、災害時には学生等の協力も期待できることから、大学、専門学校との連携強化や災害時応援協定の締結を推進するとともに、学生災害ボランティア活動補助などにより、学生等への防災意識の啓発やボランティア意識の醸成を図る。(危機管理部)【別1・9-4-②】

(2) 防災教育の実施

・市民自らが、状況に応じた手段によって情報を収集し、適切な避難行動に繋がるよう、平時から広報誌やホームページ等を活用し、災害時の情報提供の種類や方法、避難行動について分かりやすく伝えることで、市民の防災意識の向上を図る。(危機管理部)【別1・5-3-③】

・大規模災害においては、命を守ることを最優先とした避難行動や備えが重要であり、平時から市民一人一人の防災意識を高める取り組みが必要である。そのためには、現在、進めている学校を中心とした防災教育等の推進に努める。(学校教育部)【別1・1-5-②】

・就学前の幼稚園、認定こども園、保育所等でも避難訓練等の機会を通じ災害時の意識や行動を教えていく。(こども未来部)【別1・1-5-②】

・より多くの市民が正しい避難の知識を習得し、避難行動へ繋げる取り組みが必要であることから、広報誌、ホームページ、出前講座など多様な手段により啓発活動を推進する。(危機管理部)【別1・1-5-②】

12 老朽化対策

(1) 社会基盤施設の老朽化対策

- ・市が管理する道路、河川等の社会基盤施設について、計画的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する。(都市整備部)【別1・7-5-①】
- ・老朽化対策を着実に実施するため、技術職員に対する点検・維持管理・修繕等における知識の向上に向けた、研修機会の確保など人材確保に努める。(都市整備部)【別1・7-5-①】

(2) 公共施設の老朽化対策

- ・クリーンセンター(ごみ処理施設)は、平成4年から稼働しており老朽化が著しいことから、令和6年度から新ごみ処理施設を建設中である。新ごみ処理施設は発災時においても安定的に稼働できる施設となるよう整備する。なお、当面の間、現施設を稼働させる必要があることから、廃炉時期を見据え計画的に修繕を行う。(市民生活部)【別1・9-1-②】
- ・学校等施設は児童生徒の学校生活の場であり、良好な教育環境と安全の確保を図るために、老朽化した建物について長寿命化計画に基づく計画的な大規模等改修工事や上野台・八景中学校の新設統合をはじめとする学校の再編統合を進める。(施設所管部)【別1・1-1-①・4-1-①】

(3) その他老朽化対策

- ・農業集落排水施設の維持管理適正化計画を策定し、各施設の規模に応じた改築を着実に推進する。(上下水道部)【別1・7-3-②】
- ・コミュニティ・プラントエリアは公共下水道へ編入し、老朽化が進んでいる処理場はポンプ施設に改築する際に対応を図っていく。(上下水道部)【別1・7-3-②】
- ・管理者に対して、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促していく。また、県、指定検査機関と連携し、浄化槽台帳を整備し、設置・管理状況の把握を促進する。(上下水道部)【別1・7-3-③】

13 広域連携・官民連携

(1) 広域連携

- ・関西広域連合の構成団体として、兵庫県とともに、広域連携や防災体制の充実強化を図るため、応援協定の広域化や合同訓練などにより、市域を越えた連携強化を図る。(危機管理部)【別1・4-1-⑤】
- ・大規模災害発生時に複数の自治体が被災すれば、自衛隊、警察、消防等の実動機関は、担当区域外からの部隊増員が必要となることから、効率的・効果的な部隊の運用がなされるよう、自治体及び実動機関の行動要領を相互に確認する実戦的な合同訓練を実施する。(危機管理部・消防本部)【別1・2-3-③】
- ・日本水道協会兵庫県支部内事業体間で、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく実務訓練や情報伝達訓練を継続し、大規模災害時の対応力の強化を図る。(上下水道部)【別1・7-2-③】
- ・災害廃棄物の処理を円滑に行うため、実効性の高い協力体制の構築を目指し、近隣自

治体間の相互応援体制の構築を進める。(市民生活部)【別1・9-1-①・9-1-③】

(2)官民連携

・大規模災害発生を想定した受援マニュアルの整備を行うとともに、防災関連機関が一同に会する三田市防災会議を開催し、連携や防災体制の充実強化を図る。(危機管理部)【別1・2-3-③】

・発災時には市の対応力には限りがあることから、災害関連団体や民間企業との災害時応援協定の締結を進めるとともに、その実効性を高めるため、総合防災訓練への参加や定期的な情報共有等を促進する。(危機管理部・消防本部)【別1・2-3-③】

第Ⅵ章 計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、関連の計画(下記)とも整合を図りつつ、各種の社会基盤整備事業【別紙2】の計画的な推進を図る。

本計画のフォローアップについては、重要業績指標【別紙3】の目標値をもとに進行管理を行うとともに、社会経済情勢の変化や施策の実施状況、国、市町、関係機関の動向等も踏まえ、適宜計画の改定を行うものとする。

<強靱化を推進する関連計画>

三田市公共施設等総合管理計画【財務部】

三田市地域防災計画【危機管理部】

三田市鳥獣被害防止計画【産業振興部】

三田市橋梁長寿命化修繕計画【都市整備部】

三田市橋梁耐震化計画【都市整備部】

三田市公園施設長寿命化計画【都市整備部】

三田市耐震改修促進計画【都市整備部】

三田市上下水道耐震化計画【上下水道部】

三田市管路更新・耐震化計画【上下水道部】

三田市下水道総合地震対策計画【上下水道部】

三田市下水道ストックマネジメント計画【上下水道部】

三田市維持管理適正化計画【上下水道部】

三田市新型インフルエンザ等対策行動計画【健康福祉部】

<参考>

ひょうごインフラ整備プログラム阪神北地域【兵庫県阪神北県民局】

道路の整備に関するプログラム【兵庫県土木部】